

新型コロナウイルス感染症に対する各種支援について

特別定額給付金

国において「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大に留意しつつ、迅速かつ的確に家計への支援を行うため特別定額給付金事業が実施されることになりました。これに伴い町では、受給権者へ申請書を送付し5月11日から受付を開始しています。給付は原則として、受給権者本人名義の銀行口座へ振り込みとなり、次の内容で申請を受け付けます。

- ▷ 給付対象者 4月27日時点で町に住民登録がある人
 - ▷ 受給権者 給付対象者が属する世帯の世帯主
 - ▷ 給付額 給付対象者1人につき10万円
 - ▷ 申請期限 8月10日(月)
 - ▷ 申請方法
 - ▶ 郵送による申請… 郵送された申請書に受給権者氏名と振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに返信用封筒に入れ郵送する
 - ▶ オンライン申請… 総務省「マイナポータル」で振込先を入力し、振込先口座確認書類をアップロードして電子申請する
- ※オンライン申請はマイナンバーカードとICカード

リーダーライターまたはカード情報を読み取れるスマートフォンが必要です。

- ▷ 注意事項 ▶ 10年以上入出金のない口座へは振り込みできません▶ 口座番号などが相違した場合は、振り込み日が遅れる可能性があります

◎特殊詐欺にご注意を

「特別定額給付金事業」に便乗し、給付金の申請案内を装った詐欺の事案が全国で発生しています。次の事例のような不審な電話やメールなどには十分注意し「怪しいな?」と思ったら、下記相談窓口へご相談ください。

- ▷ 事例 ▶ 現金自動預払機(ATM)の操作を指示され、手数料を振り込むよう誘導される▶ 電子メールや「LINE」などで手続きを案内される▶ 携帯電話会社や銀行などから手続きを案内される——など
- ▷ 相談先 ▶ 町町民課地域安全係(☎82-3111内線126)
▶ 山田交番(☎82-2155) ▶ 宮古警察署(☎64-0110)
▶ 消費者ホットライン(☎0120-213-188)
- ◆ 申請先・問い合わせ 町総務課特別定額給付金事務局(☎82-3111内線419、412)へどうぞ。

税金

町では、収入の減少などにより納税が困難な人に無担保かつ延滞金なしで1年間、町税の徴収を猶予します。希望する場合はお問い合わせください。

- ▷ 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、次の条件をすべて満たす人 ▶ 令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べおおむね20%以上減少している▶ 納期限までに納税が困難である
- ▷ 対象となる町税 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する次の町税 ▶ 個人町県民税(特別徴収含む) ▶ 法人町民税 ▶ 固定資産税 ▶ 軽自動車税 ▶ 国民健康保険税

※上記の対象となる期間のうち、すでに納期限が過ぎている未納の町税もさかのぼって申請できます。

- ◆ 申請先・問い合わせ 町税務課収納対策室(☎82-3111内線115、116)へどうぞ。

生活福祉資金特例貸付

岩手県社会福祉協議会では、休業や失業などにより生活資金が必要な人に対して、特例貸付を実施しています。来所の際は混雑緩和のため電話予約をお願いします。

◎生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付

- ▷ 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のために貸し付けを必要とする世帯
- ▷ 貸付限度額 20万円以内(1世帯につき1回限り)
- ▷ 据置期間 貸付の日から1年以内
- ▷ 償還期間 据置期間終了後2年以内
- ▷ 貸付利子 無利子(償還期間中)
- ▷ 申請に必要なもの ▶ 本人確認書類 ▶ 銀行印 ▶ 申込者の預金通帳またはキャッシュカード ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響で減収したことが確認できる書類
- ◆ 申込先・問い合わせ 山田町社会福祉協議会(☎080-6033-3599)へどうぞ。

水道料金・下水道使用料・漁業集落排水施設使用料

町では、水道料金などの支払いが困難な人の支払期限を延長します。対象となる人は電話で申し出てください。

- ▷ 対象者 ▶ 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いなどにより、水道料金などの支払い手続きが困難な人 ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、水道料金などの支払いが困難な人(事業者含む)
- ▷ 対象となる料金 ▶ 水道料金 ▶ 下水道使用料 ▶ 漁業集落排水施設使用料
- ▷ 対象となる請求 ▶ 令和2年5月請求分(4月使用分)

～令和3年2月請求分(1月使用分)

- ▷ 延長期限 令和3年3月末
- ▷ 留意事項 ▶ 今回の措置は支払いの猶予であり、減免(割引)ではありません▶ 現在口座振替払いの人は、納付書払いに変更します▶ 必要に応じて新型コロナウイルス感染症の影響状況などを確認できる書類を求めることがあります
- ◆ 申込先・問い合わせ 町上下水道課上水道庶務係(☎82-3111内線342、343)へどうぞ。

事業者支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける、またはその恐れがある中小企業・小規模事業者に対し、国や県、町では次の支援を行っています。

◎無利子・無担保融資【国】

特別貸付および特別利子補給制度を併せて活用することで、実質的な無利子・無担保融資を実施します。

◆問い合わせ 経済産業省中小企業金融相談窓口 (☎03-3501-1544)

◎持続化給付金【国】

農業・漁業・製造業・飲食業・小売業など幅広い業種を対象とし、売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者へ中小企業事業者は最大200万円、個人事業者は最大100万円を給付します。ただし、昨年の売上げからの減少額分が上限です。詳細は経済産業省「持続化給付金」ホームページをご覧ください。

◆問い合わせ 経済産業省「持続化給付金事業コールセンター」(☎0120-115-570)

◎岩手県新型コロナウイルス感染症対応資金【県】

売上げが前年同月比5%~20%減少するなどの影響が生じている県内事業所を対象に設備資金や運転資金を無担保で融資します。併せて償還期間のうち当初3年間の利子および当初保証承諾期間の信用保証料を全額補助します。取扱期間は令和2年12月31日までです。

◆問い合わせ 県商工労働観光部経営支援課金融担当 (☎019-629-5542)

◎地域企業経営継続支援事業補助金(家賃補助)【県・町】

小売業、飲食業、宿泊業およびサービス業で、売上げが50%以上減少または休業し今後の売上げが50%以上の減少が見込まれる町内事業者が支払う家賃の一部を補助します。補助額は家賃支払額の1/2の範囲で月10万円を上限とし、期間は令和2年4月以降の連続する3カ月間です。詳細は町ホームページに掲載します。

◎新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用助成事業補助金【県・町】

国の雇用調整助成金を活用して休業手当や賃金などを支給する町内事業者に対し、支給額のうち事業者が負担する経費を補助します。期間は4月1日から6月30日までです。詳細は町ホームページに掲載します。

◎事業継続支援金【町】

売上げが減少し、経営に影響が生じている町内事業者を対象に給付金30万円を支給します(農林漁業は個人事業主を除く)。詳細は町ホームページに掲載します。

◆問い合わせ 町水産商工課商工労働係 (☎82-3111内線219、228) へどうぞ。

◎テイクアウトサービス等導入支援事業補助金【町】

町内でテイクアウトサービスやデリバリーサービスなどに取り組むための費用(容器などの資材購入費用、チラシ作成費用など)を上限度額10万円まで補助します。

◆問い合わせ 町水産商工課観光振興係 (内線223、224) へどうぞ。

転出・転入、各種証明書取得の手続き マイナンバーカードの受け取り

◎来庁せずにできる手続き

▷転出届…郵送でも受け付け可能です。
▷各種証明書の取得…マイナンバーカードをお持ちの人は、コンビニで各種証明書を取得できます。また、郵便請求による取得もできます。

◎期限を延長している手続き

▷転入届…転入してから14日以内の手続き期限がありますが、期限を過ぎても手続きが可能です。
▷転入に係るマイナンバーカードの継続利用…カードの手続き期限を30日から60日に変更しています。

◎マイナンバーカードを申請した人のカードの受け取り「交付通知書」に記載している受取期限を過ぎても受け取り可能です。

※豊間根・船越支所でも各種届け出や証明書の取得手続きが可能ですので、最寄りの窓口をご利用ください。

◆問い合わせ 町町民課住民記録係 (☎82-3111内線124) へどうぞ。

国民年金保険料

収入が減少した人は、申請により国民年金保険料が免除になる場合があります。

※申請の審査・決定は日本年金機構が行います。

◆問い合わせ 町町民課住民記録係 (☎82-3111内線122) へどうぞ。

介護保険料

介護保険料の納付が困難となった65歳以上の人は、申請により6カ月以内の期間に限り、徴収猶予を受けられる場合があります。

▷対象者 次の理由などにより世帯の主たる生計維持者の収入が著しく減少した人

▶新型コロナウイルス感染症に罹患した▶新型コロナウイルス感染症の影響により事業または業務を休止・廃止した—など

◆申請先・問い合わせ 町長寿福祉課介護保険係 (☎82-3111内線134、135) へどうぞ。

イベントなどの延期と中止について

	期日	イベントなど	問い合わせ先
【中止】	5月21日(木)、27日(水) 6月実施予定分	健康2倍デー	町健康子ども課健康づくり係 (☎82-3111内線615)
【延期】	5月27日(水)	山田のはしご酒	山田町商工会青年部事務局 (☎82-2515)
【中止】	6月14日(日)	山田町消防演習	町消防防災課消防係 (☎82-2635)
【延期・中止】	6月実施予定分 ※対象者へ別途通知します	乳幼児健診 4歳半児健康相談 ハロー赤ちゃん教室	町健康子ども課子育て世代包括支援センター (☎82-3111内線605)